

奈良県告示第五百九十二号

昭和三十九年二月奈良県告示第四百十三号（農作物共済に係る業務の規模に関する当然加入基準の定め）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。ただし、平成三十年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾